

第11回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年10月9日（水） 午後2時55分

2 開催場所 いすみ市役所大原庁舎3階 301会議室

3 出席委員（10名）

1 番 織本 幸一	2 番 麻生 等	3 番 吉田 良和
5 番 吉清 哲司	6 番 鳥山 喜六	7 番 岩瀬 俊哉
8 番 菰田 賢	10 番 福山 博久	11 番 吉野 一夫
12 番 吉野 一義		

4 欠席委員（3名）

4 番 高橋 奈緒美	9 番 松崎 秋夫	13 番 中村 好男
------------	-----------	------------

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和6年度第7次農用地利用集積計画（案）について

その他

(開会 午後2時55分)

事務局 それでは、只今から令和6年第11回農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、4番 高橋委員、9番 松崎委員、13番 中村委員3名であり、出席委員数は、委員総数13名中10名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、織本会長よりご挨拶を申し上げます。

(織本会長：挨拶)

事務局 それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長をお願いいたします。

議長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号6番 鳥山委員、議席番号8番 菰田委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明いたします。

番号1、譲渡人理由は、耕作出来ないためです。

譲受人理由は、譲渡人の要請に応じるためです。

ローズマリー等のハーブを計画しています。

申請土地、松丸字東台 地目、畑、〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は1です。

番号2から番号4は関連がございますので、一括で説明いたします。

譲渡人理由は、離農ためです。

譲受人理由は、新規就農のためです。水稻・季節野菜等を計画しております。

申請土地、荻谷字瀬崎 地目、畑、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は2、3、4で

す。譲受人は、新規就農ではありますが、水稻については、周辺農家に教えてもらいながら、今後規模拡大していく意欲がございます。

番号5、譲渡人譲受人理由は、農業経営主体変更に伴う生前一括贈与ためです。

水稻、露地での季節野菜を計画しています。

申請土地、若山字宮後 地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は贈与による所有権移転。図面番号は5です。

番号6、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ないためです。

譲受人理由は所有地に隣接しており耕作に便利のためです。

水稻を計画しています。

申請土地、長志字天王下 地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は6です。

番号7、譲渡人理由は、農地の管理が難しいためです。

譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。

水稻を計画しています。

申請土地、山田字倉掛 地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は7です。譲受人はいすみ市内での農地取得は初めてですが、君津市でブルーベリーを栽培している農地所有適格法人です。いすみ市内の方を常用雇用し、耕作放棄されている農地を水田に復活させる取り組みをしたいとして、今回の申請に至りました。

番号8、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ないためです。

譲受人理由は所有地に隣接しており耕作に便利のためです。

季節野菜を計画しています。

申請土地、岬町中滝字原堰 地目、畑、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は8です。今回申請地は以

前に譲受人が農地法第3条の許可を受け使用貸借していた土地を、売買するという案件になります。

番号9、譲渡人理由は、耕作出来ないためです。

譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。

水稻・季節野菜を計画しています。申請土地、岬町押日字上芝関 地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は9です

以上番号1から番号9についての説明を終わりにいたします。

ご審議よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、8番 菰田委員の補足説明をお願いいたします。

菰 田 委 員 8番 菰田です。番号1については、ローズマリーを栽培していましたが、隣接土地への影響もなく問題ないと思います。

よろしく願いします。

議 長 番号2から番号4について、6番 鳥山委員の補足説明をお願いいたします。

鳥 山 委 員 6番 鳥山です。2、3、4をまとめて説明いたします。申請地は離農のためか、休耕の状態でありましたが、耕作を始めても隣接地へ影響は特に問題はないと思います。

よろしく願いします。

議 長 番号5について、5番 吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉 清 委 員 5番 吉清です。事務局の説明のとおりです。

該当地は草刈等管理されております。

生前一括贈与のため特に問題はありません。

議 長 番号6及び番号7について、7番 岩瀬委員の補足説明をお願いいたします。

岩 瀬 委 員 7番 岩瀬です。事務局の説明のとおりで、6番の長志のほ場は、多賀推進委員が購入し、水稻を作付けするとのことでした。

7番の耕作者は市外の方ですが、いすみ市内で水稻を耕作したいとのことで、意欲があり特に問題はないと思います。

よろしくお願いします。

議長 番号8及び番号9について、2番 麻生委員の補足説明をお願いします。
麻生委員 2番 麻生です。8番は現在耕作している畑に隣接しており、大変作業
するのに都合がよいとのこと。

9番につきましては、多少草が繁茂していますが、今後耕作していただ
ければ耕作放棄地にならずに良いと思います。

よろしくお願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませ
んか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない
場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴
う計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承
認申請について、ご説明いたします。

番号1、本件土地は国府台細廓の田と畑〇〇〇〇㎡で、国府台三叉路の
北側に位置します。図面番号10です。

申請地は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地である
と考えられます。

当初計画内容、材料置場用地。

変更理由、仕事減により転用未着手で年月が過ぎてしまったが、承継者
からの申出を受け譲る事を決意した。

承継計画は事務所（〇〇〇〇㎡）及び倉庫（〇〇〇〇㎡）です。承継者
は現在自営で建築業を行っており、自宅敷地が狭く敷地内に資材等が置き
きれない事から、申請地を譲受け、事務所と倉庫を建築する計画を立てま
した。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、宅地内浸透処理とします。

全体の所要資金は、〇〇〇〇円で自己資金及び借入金にて賄う計画です。

以上で説明をおわります。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

6 番 鳥山委員の補足説明をお願いいたします。

鳥 山 委 員 6 番 鳥山です。この事案につきましては、事務局説明のとおりです。

許可後に計画が履行されなかった土地で、今回変更して新たな計画で事務所を建設するとのことでした。

近接農地に特に影響はほとんどなく、特に問題はないと思います。

議 長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は荻原天神下の田〇〇〇〇㎡で、堀切集会所の西側に位置します。図面番号11です。

申請地は10ヘクタール以上の一団の広がり内にある農地であることから、第1種農地であると考えられ、原則として許可できませんが、土石等の資源の採取に要する事業の用に供することから例外的に許可できるものと考えます。

譲受人は、天然ガスの用に供するかん水を採取する法人であり、建設中

のかん水の集積基地に近接する申請地を賃貸借し、資材・機材・車両置場及び作業用地に転用する計画を立てました。権利の内容は賃借権設定です。全体の所要資金は〇〇〇〇円で、自己資金にて賄います。

番号2、本件土地は苅谷王子の田〇〇〇〇㎡で、いすみ郵便局の南側に位置します。図面番号12です。

申請地は市役所夷隅庁舎からおおむね500m以内に存する農地であることから、第2種農地であると考えられます。

譲受人は、申請地が広域農道に面し、周辺の宅地化が進んでいることから、需要があると考え、貸店舗兼事務所（〇〇〇〇㎡）及び駐車場（普通車〇〇台）を整備する計画を立てました。土砂による埋立ては行わず、碎石を敷きます。用水は市営水道。排水について雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽を通じ、市道側溝へ放流します。全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。他法令の関係は、道路法について建設課に占用許可申請予定です。

番号3、本件土地は国府台寺脇の田〇〇〇〇㎡で市役所夷隅庁舎の西側に位置します。図面番号13です。

申請地は、市役所夷隅庁舎から300m以内の農地であることから第3種農地であると考えます。

転用目的は、貸駐車場（普通車〇〇台分、軽自動車〇〇台分）です。

譲受人は、市役所夷隅庁舎や農協などの公的機関等が近くにある事から需要があると考え、貸駐車場の整備を計画しました。埋立てはせず、整地のみ行います。用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は売買による所有権移転です。全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄う計画です。

番号4、本件土地は岬町井沢西中村の畑〇〇〇〇㎡で、中村集会所の西側に位置します。図面番号14です。

申請地は、10ヘクタール以上の一団の農地の広がり内にある農地であることから、第1種農地であると考えられ、原則として許可できませんが、転用目的が住宅で集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものと考えます。転用目的は専用住宅（〇〇〇〇㎡）です。

譲受人は、通りから入った静かな環境を気に入って、申請地を取得して住宅を建築します。埋立てはせず、整地のみ行います。用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流します。権利の内容は売買による所有権移転です。全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄う計画です。他法令の関係は、道路法について建設課に占用許可申請予定です。

以上で説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、8番 菰田委員の補足説明をお願いいたします。

菰田委員 8番 菰田です。1番につきましては、荻原堀切集会場に近い田んぼを防水シートを張って鉄板を敷いて一時転用する予定とのことで、作業終了後は田んぼに戻すという事なので、特に問題はないと思います。

議長 番号2及び番号3について、6番 鳥山委員の補足説明をお願いいたします

鳥山委員 6番 鳥山です。2番は西に広域農道が走り、北側に市道、東側に造成地があり、転用することで問題が発生することはないと思われます。

3番の現地は柿木が植樹されているが、許可後は伐採して埋立ては行わず、整地して駐車場として利用するとのことで、特に問題はないと思われます。

議長 番号4については、松崎委員が欠席のため、私が補足説明をいたします。

松崎委員より事務局の説明のとおりで問題ないと報告をいただいておりますので、ご審議よろしくお願い申し上げます。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 令和6年度第7次農用地利用集積計画（案）

についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、令和6年度第7次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

最初に、令和6年8月19日付け、令和6年度第6次農用地利用集積計画は案件が無かったため、総会にはお諮りしなかったことをこの席で報告させていただきます。

改めまして、いすみ市長より、令和6年9月17日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、改正附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置により、農業委員会の決定を経ることとなります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は8ページに記載させて頂いております。

賃借権3件、使用貸借権1件、貸付者4名、借受者3名、田、5,984平方メートルでございます。

以上の計画（案）は、農地の効率的利用等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

議長 他に何かありますでしょうか。

事務局 その他、農地の転用事実に関する照会に対する回答について、報告いたします。今回は9月30日までに回答済の12件について、議案書9ページから11ページに記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

議長 他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上をもちまして令和6年第11回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午後3時25分)

議事録署名人

議長

6 番委員

8 番委員